

2025年度【木造建築物の組立て等作業主任者技能講習】実施案内

一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会

事業者は軒の高さが5m以上の木造建築物の構造材の組み立て、またはこれに伴う屋根下地もしくは外壁下地の取り付け作業においては、技能講習を修了した者の中から作業主任者を選任してその者に作業に従事する労働者の指揮、その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。(労働安全衛生法第14条、施工令第6条第15条の4)

この機会にぜひ受講されますようご案内致します。

■講習日時: 2025年8月28日(木)・29日(金) 8時45分～17時まで

受付時間: 8時15分～8時45分(遅刻厳禁)

講習時間: 8時45分～17時まで(※講習2日目に終了試験があります)

■講習会場: 広島建労会館 2階 会議室(広島市西区横川新町8-12)

■受講資格: 満21歳以上で、3年以上の当該作業経験者(高校・高専・大学で建築または土木を専攻し卒業した人は2年以上。他は職訓法による規程あり)

■持参物: 筆記用具

■受講料等: 保有資格などにより、受講時間の短縮があります。(以下の表を参照)

コース名	日程	免除になる資格	受講料 (テキスト代含・税込)
Aコース 免除なし	1日目の全日 2日目の全日	免除なし	9,000円+2,500円 =11,500円
Bコース 一部科目 免除	1日目の全日 2日目の 午後2時間半	足場・型枠・鉄骨・建築物 等の鉄骨組立て作業主任 講習修了者など	7,000円+2,500円 =9,500円
Cコース 一部科目 免除	2日目の 午後4時間	1級2級建築大工・とび・ 技能検定合格者、広島県 建築高等職業訓練校卒業 者など	7,000円+2,500円 =9,500円
Dコース 一部科目 免除	2日目の 午後2時間半	建築科・とび科・プレハブ 建築科の職業訓練指導員 免許を受けた者など	7,000円+2,500円 =9,500円

■定員: 30名(定員になり次第締切り、開催最低人数に満たない場合は中止します)

- 申込方法：講習実施日の21日前（2025年8月7日）までに「受講申込書」に受講料+諸経費を添えて（写真不要）、下記申込先または地連窓口へお申込みください。組合員以外の方は現住所が確認できる資料（免許証・保険証等のコピー）を添付してください。

「受講申込書」は、各地連事務所の窓口または、広島建労ホームページ（「新着情報」→「足場の組立て等作業主任者技能講習」を開催します。→申込書はこちら）からダウンロード可能です。

講習会当日、修了証に使用する写真を撮影しますので、申込みの際に写真の提出は不要です。

- 申込先：（一社）広島建築共同職業訓練協会 〒733-0013 広島市西区横川新町 8-12

- 振込先：広島銀行 横川支店 普通 1097491

シヤ) ヒロシマケンチクキョウドウシヨクギョウケンレンキョウカイ
一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会

※（一社）広島建築共同職業訓練協会は、インボイス発行事業者です。
（登録番号：T1240005012494）

- 駐車場：駐車台数に限りがありますので、できるだけ乗り合いでお越しいただくか、公共交通機関をご利用ください。満車の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。なお、駐車後は講習修了まで車両の移動はできませんので、ご注意ください。

- 注意事項：

- ・講習2日目に終了試験を実施します。不合格の場合、修了証は交付できません。
- ・遅刻された場合は、修了証を交付できませんので、ご注意ください。

- キャンセルおよび払い戻し方法

- ・当協会のキャンセルポリシーに則って払い戻します。
- ※詳細は、当協会 HP をご参照ください。

【問い合わせ先】

広島労働局長登録教習機関 【登録番号：広基登録第41号】

一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会

（広島市西区横川新町 8-12 TEL：082-292-7798 FAX：082-294-0248）